長野市一般廃棄物処理基本計画(案)に対する市民意見等の募集(パブリックコメント)の実施について

(1) パブリックコメントの実施内容

募集期間	令和８年12月１日(火曜日)から12月28日(月曜日)まで
閲覧場所	生活環境課、行政資料コーナー、各支所、市ホームページ
提出方法	ながの電子申請サービス、Eメール、郵送、FAX、持参

(2) 計画の概要

計画期間	令和９(2027)年度～令和13(2031)年度
法的根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 食品ロスの削減の推進に関する法律
計画構成	一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画 (食品ロス削減推進計画) 生活排水処理基本計画

前計画からの主な変更

- 循環型社会の形成に向けた各主体の役割分担の見直し
- 数値目標を定める指標の変更・追加
  - １人１日当たりのごみ焼却処理量を新たに追加
- 令和13年度に向けた数値目標の設定
  - 現計画で定めた目標は目標年度を前にほぼ達成→実績を踏まえた新たな目標を定める

ごみ処理基本計画

（1） 基本理念

ごみの減量に取り組み、資源が循環するやさしいまち

（2） 基本方針

本市のごみ処理に関し実施する施策の基本方針を定めます。

4R※1の推進に関する事項

- 家庭ごみの減量・分別の推進
- 事業系ごみの減量・分別の推進
- 家庭ごみ処理手数料の適正な負担
- 地域循環共生圏づくりの推進
- 食品ロス削減の推進
- プラスチックスマートの推進

収集運搬に関する事項

- 住民自治協議会との連携
- 排出機会の確保
- 一般廃棄物収集運搬業許可の検証

中間処理に関する事項

- 広域ごみ処理体制の支援
- 資源再生センターの計画的な管理運営
- ごみ処理手数料の適正な設定

最終処分に関する事項

- 長野広域連合最終処分場の施設整備

計画推進に関する事項

- 計画の点検と見直し

災害廃棄物対策に関する事項※2

※1 4Rとは「Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用、Replace 代替素材への転換」を指す
※2 災害廃棄物対策に関する事項は、別に定める「長野市災害廃棄物処理計画」（令和７年４月改定）による

（3） 役割分担

循環型社会の形成に向けて、市民、事業者、市の役割分担を定めます。

市民

ごみを排出する市民一人ひとりの日常生活における行動の重要性を認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら4Rに努める



事業者

その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4Rに努める



市

市内の一般廃棄物の状況を把握し、適正に処理するとともに、市民、事業者、県及び国と連携し、市内の4Rを推進する



（4） 数値目標

次の指標について、令和13年度を目標年度とした数値目標を定めます。

指標名	R6実績	R13目標
❶ ごみ排出量	112,074 t	101,797 t
❷ 1人1日当たりのごみ排出量	849 g	814 g
❸ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	395 g	377 g

指標名	R6実績		R13目標
❹ 家庭系食品ロス排出量(推計値)	4,114 t		3,689 t
❺ 1人1日当たりのごみ焼却処理量	646 g	新規	619 g
❻ 最終処分量	1,532 t		1,450 t

生活排水処理基本計画

（1） 基本理念

「人と自然が共生する」未来へつながる快適な水環境の保全

（2） 基本方針

基本理念の実現に向け、４つの基本方針を定めます。

1 公共下水道等への接続促進

2 合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底

3 生活雑排水簡易浄化槽の維持管理の促進

4 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集体制と処理施設の運営

（3） 市民の取組の指針

- 公共下水道等への接続、または浄化槽の設置による適切な水洗化に努める
- 生活排水による河川の水質保全のため、浄化槽の定期的な清掃に努める

（4） 市の施策

ア 生活雑排水の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発

イ 浄化槽の適正管理の監視指導

ウ し尿収集運搬体制の維持

エ し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び中間処理施設の維持管理

